

国内クレジット認証委員会御中

実績確認概要書

平成 22 年 3 月 15 日

審査機関名 SGS ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	三光(株)江島工場における小型蒸気発電機導入による排出削減事業
承認番号	JCDM-PJ0035
排出削減事業者名	三光株式会社
排出削減共同実施事業者名	環境経済株式会社
事業実施場所	三光株式会社 江島工場 (島根県松江市八束町江島 1 1 2 8)
事業の概要	<p>本事業は、排熱ボイラーから生じる余剰蒸気を、小型蒸気発電機に投入し、発電するものである。</p> <p>買電量を削減することで、事業所の CO2 排出量を削減するものである。</p> <p>排出削減事業実施前は、既設排熱ボイラーから生じる蒸気の内、焼却炉で消費されなかった余剰蒸気をコンデンサーで放熱し、復水として利用していた。</p> <p>この余剰蒸気を活用することで、小型蒸気発電機が発電し、買電量を削減することで、温室効果ガス排出量を削減する。</p>
排出削減量の計画	327 tCO2/年 (事業実施期間合計 1,384 tCO2)
国内クレジット 認証期間	開始日 2009 年 1 月 13 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 014 余剰蒸気活用による小型蒸気発電機の導入

2. 本実績確認の対象期間

2009年1月13日 ～ 2009年12月31日（第1回目実績報告）

3. 実績確認結果

本実績報告期間における排出削減量は、承認排出削減事業計画の「モニタリング対象指標のQA/QC」に基づき算定されており、適正であることを確認した。

排出削減量	211t-CO2
-------	----------

4. 実施した実績確認手続きの概要

以下の実績確認手続きにより、報告された排出削減量に重大な誤りがないことを確認している。

要件	実績確認手続き
排出削減量が承認排出削減計画に従って実施した結果生じていること	<ol style="list-style-type: none">1) 開始日の確認（初回実績確認の場合） 排出削減事業計画通り、事業が開始されていることを確認した（2009年1月13日）。2) 対象期間中の設備稼働確認 小型蒸気発電機は実績確認期間中、継続的に稼働していることを確認した。
排出削減量が承認排出削減方法論及び承認排出削減事業計画に従って算定されていること	<p>排出削減量は、承認排出削減事業計画に従って当該計画を実施した結果生じていることを確認した。</p> <ol style="list-style-type: none">1) モニタリング方法の確認 承認排出削減事業計画に従って、小型蒸気発電機が導入されていること、及び本実績期間において導入設備が稼働していることを、モニタリング対象指標の実績により確認した。具体的には、蒸気発電機の使用状況については、「蒸気発電機、日次点検記録」を担当者が記録・保管し、そのデータを元に正確に集計されていることを、証拠との突合、検算などにより確認した。2) 活動量の正確性 本事業においては該当しない。3) 単位発熱量、排出係数等の係数の確認 排出削減量の算定式及び使用されている単位発熱量、排出係数等が方法論（排出削減方法論について：別表）及び承

	<p>認排出削減事業計画に従っていることを確認した。</p> <p>4) 排出削減量算定方法及び算定結果の確認</p> <p>事業実施後排出量、ベースライン排出量は、方法論及び承認排出削減事業計画に従って適切に計算され、算定結果は正確であることを確認した。</p> <p>2009年9月に廃熱ボイラーにスートブロワが導入されているが、スートブロワに使用する蒸気はごくわずかであり、余剰蒸気量と小型蒸気発電機で使用する蒸気量とのバランスから、小型蒸気発電機の蒸気条件は、事業実施前後で変化しないと判断される。従って、方法論 014 の適用条件 4 を満たしていると判断する。</p> <p>なお、このことも含め蒸気の生産及び使用条件が変化していない事を、現地視察等によって確認している。</p>
<p>算定期間が 2013 年 3 月 31 日を超えないこと</p>	<p>算定期間は2009 年12月31 日までであり、2013 年3 月31 日を超えていない。</p>

5. 特記事項

確認した排出削減量（クレジット量）に相当する省エネ量について、原油換算155.2kl であることを確認した。

以上